

告示

埼玉県告示第三百三十四号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

川越市	令和二年度地籍図三枚南古谷第五地区令和四年四月	地籍簿一冊（大字木野目の七日一部）	調査を行った成果の調査を行った認め証
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地区年月日